

○阿見町社会教育関係団体認定要綱

平成23年8月26日教育委員会告示第4号

改正

令和3年2月26日教育委員会告示第4号

阿見町社会教育関係団体認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿見町（以下「町」という。）における生涯学習の振興と社会教育関係団体の育成を図るため、阿見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が社会教育関係団体として認定することについて必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 社会教育関係団体としての認定に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に社会教育に関する活動を行い、その成果が期待できる団体であること。
- (3) 団体の構成員が10人以上であること。
- (4) 構成員のうち、その5割以上の者が町内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (5) 団体の主たる活動の場所が町内であり、かつ、団体の連絡先が町内であること。
- (6) 団体の役員（会長及び副会長又はそれらの役職に準じる役割を行う者をいう。）が町内に在住する者であること。
- (7) 団体の収入及び支出に関し、団体独自の会計を行っていること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 営利を目的とする事業又はそれに類する行為を行う団体
 - イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体
 - ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する政治活動を行う団体
 - エ 特定の宗教を支持し、若しくは教派、教団その他の宗教団体を支援し、又はこれに反する宗教活動を行う団体
 - オ 企業、学校その他の法人の課外活動を行う団体

(認定申請)

第3条 社会教育関係団体としての認定を求める団体は、阿見町社会教育関係団体認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 会則又は規約
- (2) 役員名簿（会長、副会長、会計及び会計監査の職にある者が記載されているもの）
- (3) 会員名簿

(4) 事業計画書

(5) 予算書及び決算書

(認定証の交付)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、第2条各号に規定する認定の要件に適合していると認めるときは、阿見町社会教育関係団体認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）を交付する。

(認定の有効期間)

第5条 社会教育関係団体としての認定の有効期間は、認定証を交付した日から当該日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第6条 社会教育関係団体として認定された団体（以下「認定団体」という。）は、認定の有効期間を更新することができる。この場合において、認定団体は、その有効期間の満了する日の20日前までに、認定申請書に第3条各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(届出等)

第7条 認定団体は、認定申請書に記載した事項又は第3条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項に変更が生じたときは、阿見町社会教育関係団体認定事項変更届（様式第3号）に、同条に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 認定団体は、認定証を紛失し、き損し、又はその他の事由によりなくした場合は、直ちにその旨を教育委員会に報告するとともに、阿見町社会教育関係団体認定証再交付申請書（様式第4号）を提出し、その再交付を受けなければならない。

3 認定団体は、その解散等により社会教育関係団体としての活動を行うことができなくなったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第8条 教育委員会は、認定団体が第2条各号に適合しないと認めたとき又は認定団体としてふさわしくない行為があったと認めたときは、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の取消しをするときは、阿見町社会教育関係団体認定取消通知書（様式第5号）により当該認定団体に通知するものとする。

3 教育委員会は、認定団体の活動に関し、必要に応じて報告又は書類の提出を求めることができる。

(団体情報の提供)

第9条 教育委員会は、認定団体に入会を希望するものから当該認定団体に関する照会があったときは、認定申請書に係る団体内容について情報の提供を行うものとする。ただし、あらかじめ公開を希望しない項目については、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。